

さぬき市会計年度任用職員（工事検査指導員）募集要項

1 職種、採用予定人員及び採用要件

職 種	採用予定人員	採用要件（全てに該当すること）
工事検査指導員 （パートタイム会計年度任用職員）	1人程度	(1) 公共工事（土木）における工事検査の経験及び専門知識があること。 (2) 普通自動車運転免許（AT限定可）を取得していること (3) パソコン操作ができること （Word、Excel）

2 任用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（勤務実績に基づく能力実証により、再度の任用の有無を決定します。）

3 勤務場所

さぬき市役所本庁舎（さぬき市志度5385番地8）附属棟・総務部財産活用課

4 勤務条件等

勤務日時	月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで （休憩時間1時間を除き、1日7時間30分勤務） ※ただし、必要に応じて時間外勤務や休日勤務があります。
休 日	日曜日、土曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）
報 酬	月額：256,935円（退職金は、ありません。） このほか、時間外勤務等に対する超勤加算があります。
費用弁償	自動車等の場合は使用距離区分又は公共交通機関利用の場合は運賃等相当額のいずれかを支給します（ただし、上限額あり。）。
期末手当	年間2.5月分（6月：1.25月分／12月：1.25月分） ※任用1年目の6月期は在職期間別割合により計算されます。
勤勉手当	年間2.1月分（6月：1.05月分／12月：1.05月分） ※任用1年目の6月期は在職期間別割合により計算されます。
業務内容	(1) 公共工事（土木）における工事検査 (2) 公共工事に関する指導、助言等 (3) その他財産活用課の業務に関すること
休 暇	規定に基づき付与します。
社会保険	共済（短期）、厚生年金保険、雇用保険及び公務災害保険に加入します。 ※制度改正により内容に変更がある場合があります。
そ の 他	さぬき市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さぬき市条例第10号）等の規定に基づきます。

5 申込方法等

(1) 提出書類 「臨時職員採用申込書兼履歴書」

* 「臨時職員採用申込書兼履歴書」は、さぬき市役所財産活用課で受け取るか、市ホームページからダウンロードし、A3サイズに拡大コピーしたものを使用してください。

【さぬき市ホームページ】 <http://www.city.sanuki.kagawa.jp/>

(2) 提出先 さぬき市役所総務部財産活用課（持参又は郵送）

(3) 受付時間 募集期間中の平日午前8時30分から午後5時までです。

6 募集期間

令和7年2月3日（月）から令和7年2月12日（水）まで

7 選考方法

提出された書類及び面接により、採用者を決定します。

面接日は、令和7年2月25日（火）、面接場所は、さぬき市役所附属棟会議室の予定です。

8 前記以外の採用要件

次のいずれかに該当する人は、申し込むことができません。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(2) さぬき市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

9 その他

提出された書類は、採用、不採用にかかわらず、返却しません。

また、提出書類に記載されている個人情報、この選考手続及び採用手続以外の目的に利用することはありません。

問合せ先

さぬき市志度5385番地8

さぬき市役所総務部財産活用課

電話（087）894－8677